



知的財産の保護と活用 ～会社の命綱～

「知的財産」とは何か

■今月から、知的財産シリーズを4回にわたって連載いたします。

人間が知能を働かせて生み出したものの中には、大きな財産的価値を持つものがあります。このような「知」の財産を「知的財産」といいます。

たとえば群馬県が取り組んでいる「社一技術」のように、その会社を特徴付ける独創的な技術や、「グッドデザインぐんま」などにみられる斬新な製品デザイン、老舗和菓子屋の銘菓のようなブランド、映画や小説などの著作物などが「知的財産」としてあげられます。

知的財産に対する認識ひとつで、ライバル会社との競争を制し、自社の技術や販路を守れることもできれば、会社存亡にかかわる大損害を受ける場合もあります。このように知的財産は保護・活用しだいで大きな利益を生み、防衛手段にもつながるため会社の命綱とも言える大切なものであることから、すべての企業にとって正しい知識を身につけることが必要だといえるでしょう。

企業の強みとなる 産業財産権

保護と活用

知的財産は土地や金銭のように有形ではなく、無形な財産なので、第三者に真似されやすいものです。

そこで、その性質に応じて特許権・

実用新案権・意匠権・商標権（これら4つの権利を総合して「産業財産権」といいます）などの法律上の権利を取得することにより、一定の条件を満たした知的財産を保護することができま

す。携帯電話を例に産業財産権の保護領域について考えてみましょう。

携帯電話の情報処理部分などの技術的なアイデアは発明と呼ばれ、特許法により保護されます。「特許権」を取得すると、その発明を第三者が勝手に真似をすることはできません。

さらにヒンジ部分といった物品の構造などに関する技術は、特許の他に実用新案法で保護されています。「実用新案権」は「特許権」とは制度が異なっていますが、技術的な思想を保護する点では共通しています。

加えて、全体的なフォルムなどの製

造などに関する技術は、特許の他に実用新案法で保護されています。「実用新案権」は「特許権」とは制度が異なっていますが、技術的な思想を保護する点では共通しています。

加えて、全体的なフォルムなどの製



知的財産権の一例

実用新案権
ヒンジ構造 など

商標権
ブランド

特許権
情報処理機能
通信機能など

意匠権
全体のデザイン
画面デザイン など

品のデザインは意匠法で保護されています。「意匠権」を取得すると、同一あるいは類似したデザインの製品を第三者が製造することを抑止することができます。

また、携帯電話には電話機メーカーや通信会社のマークが付されていますが、これらは商標法により保護されています。「商標権」を取得すると、第三者に同一あるいは類似する商標で同様の製品を出されることを抑止できます。

産業財産権を取得した場合には、他人にその権利について使用許諾することが可能になり、契約次第でロイヤリティ収入が得られます。

このように知的財産は適正に保護・活用することにより企業の付加価値と競争力を高めるとともに、産業におけるものづくりと無形資産の創造力を高めるという重要な役割を担うものなのです。

●知的財産の困りごと相談

前橋商工会議所では無料発明相談を毎月第一・三水曜日の午後で開催しております。当事務所の所長弁理士と私が交互に担当しておりますので、お気軽にご相談ください。

羽鳥国際特許商標事務所
弁理士 中村 希望